

伊方原発をとめる会

第13回定期総会報告

2023年5月28日（日）13時開場

13時30分～16時30分

於：松山市男女共同参画推進センター5F 大会議室



伊方原発をとめる会

〒791-8015 松山市中央2丁目 23-1 平岡ビル 201

電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991

ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>

メールアドレス ikata-tomeru@nifty.com

日 程

【講演】

- | | |
|-------|--|
| 13:30 | 司会登壇 (奥田恭子)
開会挨拶 (須藤昭男)
講師紹介 (司会者) |
| 13:40 | 講 演 (60分+質疑15分)
「福島原発事故の責任をめぐる闘い」
「原発GX法案をめぐる闘い」
「こども甲状腺がん裁判の現段階」
海渡雄一さん (弁護士・脱原発弁護団全国連絡会共同代表) |
| 14:55 | 講演・質疑終了
— 休 憩 — |
| | 【第13回定期総会の議事次第】 |
| 15:05 | 進行・議長選出 (司会者)
議長就任 (曾根康夫) (中村圭司)
弁護団からの報告 (中川創太)
経過・活動報告 (泉 京子)
決算報告 (奥田恭子)
会計監査報告 (篠崎英代)
質疑・討論
経過・活動報告と決算の承認
方針・予算・役員の提案 (松浦秀人)
質疑・討論
方針から役員までの採択
議長退任 |
| 16:30 | 閉会の挨拶 (越智勇二) |

海渡雄一 (かいど ゆういち) さん プロフィール



1955年兵庫県生まれ。79年 東京大学法学部卒業。
1981年弁護士登録。国労弁護団、原子力発電所廃炉を主張する訴訟多数（もんじゅ訴訟、浜岡訴訟など）、航空機事故遺族代理人（日航機事故、中華航空機事故）、横浜市保育所民営化反対裁判で勝訴判決 など。

映画『日本と原発』のシリーズでは、構成・監修を務めた。
著書（共著）は、『公害・環境訴訟と弁護士の挑戦』（法律文化社）2010年、『福島原発で何が起きたか』（岩波書店）2012年、『秘密法で戦争準備・原発推進』（創史社）2013年、『反原発へのいやがらせ全記録—原子カムの品性を嗤う』（明石書店）2014年など。

第 13 回総会 事務局長のご挨拶

事務局長 須藤 昭男

忘れることのできない、だれもが忘れてはならない2011年3月11日、あの日より12年の歳月が流れました。

この過酷事故は許せない、見逃してはならないと「伊方原発をとめる会」が発足、街頭宣伝、講演会や陳情、請願、薦田伸夫弁護士団長・中川創太弁護士団事務局長をはじめとする弁護士団の全面支援のもと伊方原発運転差し止め訴訟の法廷闘争と懸命な活動を展開し13回目の総会を迎えることになりました。

ドイツは福島事故に学び大きく舵を切り原発ゼロを実現しました。悲しいことに岸田首相は福島の事故を忘れたのか！真逆な政策に^{ほくしん}驕進しているのが日本の現状なのです。このようななか、伊方原発運転差し止め裁判闘争は証人尋問に入り大きな山場を迎えています。

- ◆福島事故は教えてくれました。原発の安全神話はない、事故が起これば生命、身体、精神、および生活に関する利益は丸ごと、根こそぎ奪いさるのです。
- ◆吉田所長（当時福島第一原発所長）の遺言ともいえる調書を忘れてはならない。2号機・4号機の奇跡で「国家存亡の危機」から救われたのです。
- ◆甲状腺ガンで苦しみ、涙する青年や親たちの無念の叫び声が聞こえてくるようです。「東京電力福島第一原発事故は終わっていない、進行形である。」と現地の青年は語っていました。

これら筆舌に尽くし難い多くの事実を見据え、伊方原発をとめる会に託された運転差し止め、廃炉、核廃絶を目指して絶対にあきらめてはならない。真実は俯瞰しておられる。反原発、反核に勝利は約束されているのですから。

表紙の写真

今治での「3・11アクション」から 2023/3/10	大洲での「3・11アクション」から 2023/3/11
「原発回帰に黙ってられない2/25集会」から 2023/2/25(松山市コミセン)	「伊方原発の廃炉を求める 3・11愛媛集会とデモ」から 2023/3/11(松山市)

活動日誌

2022年

5月

- 29 第12回定期総会
- 31 札幌地裁が泊原発運転停止の判決

6月

- 1 第43回定例アクション（7人）
- 3 第292回事務局会（9人）
- 8 県議会請願の案文づくり
- 10 請願の提出（2人）、紹介議員は浅湊、石川、武井、田中の4県議。
- 14 仏人学者2人の「とめる会」事務所への来訪、第293回事務局会（8人）
- 16 第121回拡大幹事会（8人）
- 20 第294回事務局会（7人）
- 21 第29回口頭弁論と報告集会、核兵器禁止条約第1回締約国会議の開催（～23）
- 22 参院選の公示（7/10 投開票）
- 26 福島避難者愛媛訴訟の最高裁判決の報告集会

7月

- 6 第43回定例アクション（13人）
- 7 第295回事務局会（6人）
- 9 特重施設の保安規定違反問題の愛媛新聞の報道
- 14 3事務局次長会議
- 17 弁護団会議（弁護団＋とめる会3人）、避難者訴訟の慰労会兼故加藤住職を偲ぶ会（とめる会4人など）
- 18 7・18キックオフ集会（70人）
- 21 第122回拡大幹事会（12人）
- 22 四電へ公開質問状提出（8人）
- 26 第296回事務局会（7人）
- 29 四電からの口頭回答の文字起こし
- 30 3事務局次長会議で四電の回答（7/29）への対応協議
- 31 愛媛県原爆死没者合同慰霊祭（石手

川公園内）

8月

- 1 四電の電話「回答」内容等をHPで公開（2人）
- 3 第45回定例アクション（8人）
- 4 四電へ再度の公開質問（4人）
- 10 四電から回答、第2次岸田内閣の発足
- 11 第297回事務局会（7人）
- 12 ニュース40号第1回編集委員会（5人）
- 16 第298回事務局会（6人）、ニュース40号第2回編集委員会（5人）
- 18 第123回拡大幹事会（9人）
- 19 台帳等の複数管理の体制づくりの打合せ（2人）
- 20 弁護団会議（弁護団＋とめる会4人）
- 23 第2回ニュース編集委員会（5人）
- 29 ニュース40号の出稿
- 30 第299回事務局会（7人）

9月

- 1 ニュース40号の発送作業（11人）
- 6 進行協議及び弁護団会議（弁護団＋とめる会3人）
- 7 第46回定例アクション（14人）
- 9 第6次原告の一覧表作成
- 12 第300回事務局会（6人）
- 22 第301回事務局会（7人）、第124回拡大幹事会（10人）
- 23 抗議声明と原告募集の締切日延長につきHPにアップ
- 25 首相官邸宛に抗議声明の郵送
- 26 委任状等52通の愛媛法律事務所持ち込み、第302回事務局会（6人）
- 29 第30回口頭弁論と報告集会

10月

- 5 第47回定例アクション（11人）
- 10 第6次原告数83人に到達

- 11 第 303 回事務局会 (7 人)
- 12 受理済みの委任状等の原本及び訴訟費用 84 万円の持込み
- 13 郵送の委任状等 5 名分を持込み、第 125 回拡大幹事会 (10 人)
- 20 第 6 次提訴と記念講演会 (裁判所前行進に 60 人、講演会に 33 人参加)
- 23 伊方原発ゲート前の集会に参加 (とめる会 5 人など)
- 27 第 304 回事務局会 (7 人)

11月

- 2 第 48 回定例アクション (15 人)
- 3 県知事選挙の公示 (投票日 11/20=松山市長選は無投票)
- 8 第 305 回事務局会 (6 人)、ニュース 41 号の第 1 回編集委員会 (4 人)
- 15 第 2 回編集委員会 (4 人)
- 22 第 306 回事務局会 (5 人)、第 3 回編集委員会 (4 人)
- 24 第 126 回拡大幹事会 (11 人)
- 26 第 4 回ニュース編集委員会 (3 人)
- 28 弁護団会議 (弁護団+とめる会 3 人)

12月

- 1 ニュース 41 号の発送作業 (10 人)
- 2 市駅前緊急行動 (9 人)
- 6 進行協議 (弁護団+とめる会 3 人) (6 次原告は 86 人へ)
- 7 定例アクション (11 人)、県議会に請願提出 (2 人)
- 8 第 307 回事務局会 (7 人)
- 13 第 31 回口頭弁論と報告集会、県議会委員会で請願否決
- 15 第 127 回 拡大幹事会 (8 人)、忘年会 (8 人)
- 16 安保関連 3 文書の閣議決定
- 20 第 308 回事務局会 (7 人)
- 22 23 年 2/25 講師、馬奈木弁護士から守田敏也氏に変更・演題確定へ

2023年

1月

- 4 第 50 回定例アクション (20 人)
- 10 第 309 回事務局会 (6 人)
- 11 共同代表・幹事への手紙、累計 43 通投函
- 15 伊東 DVD の視聴 (2 人)
- 19 第 128 回拡大幹事会 (9 人)
- 23 進行協議 (弁護団+とめる会 3 人)
- 24 第 1 回ミニ学習会 伊東英朗講演会 (23 人+講師)
- 31 第 310 回事務局会 (7 人)

2月

- 1 第 51 回定例アクション (9 人)
- 2 第 1 回ニュース編集委員会 (4 人)
- 3 弁護団会議 (弁護団+とめる会 4 人)
- 9 第 311 回事務局会 (7 人)
- 13 進行協議 (弁護団+とめる会 4 人)
- 14 ニュース第 2 回編集委員会 (4 人)
- 16 第 129 回拡大幹事会 (9 人)
- 18 垂水さんが意見陳述を快諾 (須藤)
- 21 第 312 回事務局会 (7 人)、第 3 回編集委員会 (5 人)
- 24 守田氏を囲む交流会 (7 人)
- 25 「原発回帰に黙ってられない 2・25 集会」(Zoom の 9 人含め 90 余人参加)
- 28 第 2 回ミニ学習会「四国における電力脱炭素を実現するために」(講師・和田宰) (11 人)、第 313 回事務局会 (8 人)

3月

- 1 第 51 回定例アクション (8 人)
- 3 ニュース 42 号の発送 (9 人)
- 6 弁護団会議 (11 人)
- 7 進行協議 (8 人)

- 8 女性デー愛媛集会
- 10 今治市で 3・11 呼応の街宣行動 (18 人)
- 11 3・11 集会とデモ (150 人、デモは 70 余人)、大洲市で 5 団体 19 人が街頭宣伝と国と四電への申入書の送付
- 12 第 314 回事務局会 (6 人)
- 13 大洲市で市長・市議会議長に申入れ
- 14 第 32 回口頭弁論と報告集会、大江健三郎さん逝去 (3/3、88 歳) の報道
- 24 広島高裁で広島第 2 次仮処分の即時抗告審で運転容認の不当な決定
- 29 弁護士会議 (9 人)

4月

- 9 県議会議員選挙投開票
- 10 進行協議 (7 人)
- 11 第 315 回事務局会 (6 人)
- 12 第 53 回定例アクション (9 人)
- 15 岸田首相への爆発物事件の発生、同日ドイツは脱原発完了の報道
- 18 第 316 回事務局会 (8 人)、とめる会ニュース第 43 号の第 1 回編集委員会 (4 人)
- 19 口頭弁論向けの冊子の編集・作成
- 20 第 33 回口頭弁論 (証人尋問 渡部寛志、長生博行)、報告集会は非実施
- 25 第 3 回ミニ学習会「愛媛県における再生エネルギー事業について (講師・村田武)」 (14 人)
- 27 ニュース編集員会第 2 回 (5 人)、第 130 回拡大幹事会 (13 人)

5月

- 1 憲法集会のチラシ折込み作業

- 2 第 317 回事務局会 (6 人)、とめる会ニュース第 43 号の第 2 回編集委員会 (4 人)
- 3 憲法集会展示と島崎本 15 冊販売、定例アクション (11 人)
- 6 ニュース第 3 回編集委員会 (4 人)
- 8 第 318 回事務局会 (7 人)
- 11 ニュース 43 号の発送 (7 人)
- 15 進行協議 弁護士会議
- 18 第 131 回拡大幹事会 (10 人)
- 22 会計監査
- 23 第 34 回口頭弁論 (証人尋問 上岡直見) 傍聴席 36 に応募者 113 人
- 25 第 319 回事務局会 (6 人)

活動の記録 2022 年 5 月 30 日～2023 年 5 月 28 日

(1) 第 12 回定期総会

- ・ 2022 年 5 月 29 日(日)、90 余人の参加で開催された。第 6 次追加提訴に取り組むことが承認された。記念講演は下記に掲載。

(2) 伊方原発運転差止訴訟(松山地裁)

- ・ 第 29 回口頭弁論が 2022 年 6 月 21 日に開催された。コロナによる席数抑制の撤廃で、原告席に 30 人が入廷。弁護団から「弁論更新に際しての意見書」が提出された。原告意見陳述は、福島県出身の須藤昭男さん（伊方原発をとめる会事務局長）と、大野恭子さん（松山在住）。
- ・ 第 6 次原告募集を行う。7 月末から始め 9 月末まで募集。86 人が応募。追加提訴した結果、第 1 次からの累計原告数は 1505 人となる。
- ・ 第 30 回口頭弁論が 9 月 28 日に開催された。原告席に 32 人が入廷。原告側弁護士が準備書面の要旨陳述、火山についてのプレゼンテーションを行った。原告意見陳述は、清水あや子さん（伊方町在住）と、関根律之さん（内子町在住）。
- ・ 10 月 20 日に松山地裁に第 6 次追加提訴の訴状を提出。愛媛県庁にて記者会見を行った。
- ・ 第 31 回口頭弁論が 12 月 13 日に開催され、第 6 次訴訟の併合措置がとられた。原告側弁護士の火山についての意見陳述、証人の採否に関わる弁護団の意見陳述が行われた。原告意見陳述は、塩川まゆみさん（内子町在住）。
- ・ 第 32 回口頭弁論が 2023 年 3 月 14 日に開催された。弁護団から 2 つの準備書面 103（地震関係）、104（火山関係）が提出された。原告意見陳述は、北村親雄さん（松山市在住）と、観音寺住職の垂水正和さん（松山市在住）。
- ・ 第 33 回口頭弁論が 4 月 20 日に開催された。提訴から 12 年を経て、ようやく証人調べに入り、福島事故避難者・渡部寛志さんと、伊方町在住の長生博行さんが証言した。
- ・ 第 34 回口頭弁論が 5 月 23 日に開催された。原告側証人の環境経済学者・上岡直見さんが避難計画の実効性の欠如について証言。

(3) 講演会・ミニ学習会

- ・ 2022 年 5 月 29 日総会時に記念講演会「原発は温暖化対策として有効なのか」を 90 余人の参加で開催。講師は大島堅一さん（原子力市民委員会座長、龍谷大学政策学部教授）。
- ・ 7 月 18 日「第 6 次訴訟のキックオフ集会」時に、市川守弘弁護士による「こうして勝った泊原発訴訟ー泊原発運転差止判決を受けて」と題する講演を 70 人の参加で開催。
- ・ 2023 年 1 月 24 日に第 1 回ミニ学習会「映画を通して事実を伝えたい」を 30 人弱の参加で開催。講師は、伊東英朗さん（ドキュメンタリー映画監督、元・南海放送ディレクター）。
- ・ 「2・25 講演会」で「福島原発事故 12 年目ー原発推進は愚かですごく危険ー愛しい人のために原発からの命の守り方を学ぼう」と題する講演会を、90 余人（ズーム参加 9 人を含む）の参加で開催。講師は、守田敏也さん（フリーライター・兵庫県篠山市原子力災害対策検討委員）。

- ・2月28日、第2回ミニ学習会「四国における電力脱炭素化を実現するために」を11人の参加で開催。講師は和田宰・とめる会事務局次長。
- ・4月25日、第3回ミニ学習会「愛媛県における再生可能エネルギー事業について」を14人の参加で開催。講師は村田武さん（元・愛媛大学教授、金沢大学・九州大学名誉教授）。

(4) 再稼働阻止などの集会

- ・2022年10月23日、「第36回伊方集会」（原発さよなら四国ネットワーク主催）に協賛団体として松浦秀人事務局次長以下5人が参加。午後の伊方町・避難計画「ルート2」の検証にも参加。
- ・12月2日、岸田政権の原発回帰政策への抗議として松山市駅前で緊急アクションを11人で行った。
- ・2023年3月11日、「伊方原発の廃炉を求める3・11愛媛集会」を県内各所で開催。松山市駅前の坊っちゃん広場では150人の参加があり、「伊方原発の廃炉を求める3・11愛媛集会宣言」を採択後に県庁まで70余人がデモ行進。大洲市では、たいき産直市愛たい菜前で「大洲環境とエネルギー研究会」など市民団体の共催で19人の参加で集会を行い、国、四国電力に申入書を郵送、市長・市議会議長にも申入れを行った。また、今治市では10日に市役所前広小路で、18人が「伊方原発再稼働反対」を訴えた。
- ・5月3日、愛媛憲法集会に参加。パネル展示と書籍販売―「3・11大津波の対策を邪魔した男たち」（島崎邦彦著）を行った。デモにも参加。17時半からは定例アクション実施。
- ・5月21日、「Stop 伊方原発再稼働」松山アクション（原発さよなら四国ネットワーク主催）に参加（四国各地で同時開催）。

(5) 四国電力、県知事への申入れ、県議会への請願など

- ・2022年6月10日、「甚大な危険をはらむ伊方原発3号機の停止・廃炉と再生可能エネルギーの廃棄を許さないよう求める請願」を愛媛県議会に提出。
- ・7月22日、「伊方原発特重施設における長期にわたる保安規定違反に関する公開質問書」を四国電力・長井啓介社長宛に提出し、同月29日期限で文書回答を求めた。四電は文書回答を拒否し電話で回答。
- ・8月4日、「伊方原発特重施設における長期にわたる保安規定違反に関する再質問書（公開質問）」を四国電力原子力本部に手渡し、8月10日を期限として書面またはメールでの回答を求める。
- ・8月10日、四電側が再質問書にメールで文書回答。
- ・9月25日、岸田首相への抗議声明「原発新增設はやめよ」を郵送。
- ・12月7日、県議会に「原発新增設まで含む国の政策転換に対し、撤回を求める意見書提出を求める請願」を提出。
- ・2023年5月18日、参議院・経済産業委員会の全委員に「原発回帰の『GX脱炭素電源法案』を否決し廃案に」とハガキ210枚送付。

(6) 伊方原発いらない！定例アクション

- ・毎月、第1水曜日に松山市駅改札口付近で、横断幕や幟をもったのスタンディングとリレー

スピーチ、チラシ配布、「げんさよ楽団」（原発さよなら四国ネットワーク有志）の歌と演奏、などで原発廃炉を訴えた。参加者数は最大時 20 人、最小時 7 名、平均 11 人。

（７）「伊方原発をとめる会ニュース」を 4 回発行

- ・ 2022 年 9 月 1 日に「第 40 号」、12 月 4 日に「第 41 号」、2023 年 3 月 3 日に「第 42 号」、5 月 11 日に「第 43 号」を発行。

（８）その他の活動など

- ・ 拡大幹事会議にズームを活用することで、南予・東予の方々にも積極的に役員になってもらえた。
- ・ この間、幹事会 11 回(3 月のみ未開催)、事務局会 27 回開催。その他にニュース編集委員会、弁護団会議への参加などを行った。

（９）この 1 年間の活動を通しての反省、今後の課題など

- ・ 愛媛新聞の県民世論調査によると、伊方原発の再稼働について、初めて容認が僅かに反対を上回った（賛成、どちらかと言えば賛成 58.2%）。フクシマ事故が風化して県民の危機意識が薄らいでいることが現れたもので、この事実を踏まえた上での運動の展開が必要。
- ・ 「原発を動かせば電気代が安くなる」と宣伝していたが、四電は 29%もの大幅値上げを申請（ちなみに、東電の上げ幅は 16%）。この宣伝が嘘っぱちだったことを、もっと県民に知らせていくことも重要。
- ・ とめる会の会員、事務局に若い人を勧誘しきれていない。

2022年度 伊方原発をとめる会 会計決算書

2022年4月1日～2023年3月31日

単位円

【収 入】

項目	予算額	決算額	予・決算差額	前年度決算	前年度差額	備 考
繰越金	263,043	263,043	0	142,073	120,970	
個人会費	1,300,000	1,172,000	△ 128,000	1,242,000	△ 70,000	個人会費の納入が前年比でも低下
団体会費	300,000	291,000	△ 9,000	258,000	33,000	会員各位のご協力により、前年比でも予算比でも向上しました
カンパ	500,000	696,767	196,767	488,377	208,390	
事業収入	50,000	0	△ 50,000	55,200	△ 55,200	当年度は収入をもたらず事業活動に取り組みませんでした
雑収入	100	2	△ 98	2	0	受取利息
預り金	0	866,000	866,000	200,000	666,000	86万円は第6次提訴の原告費用(前年の20万は事実上の借入)
仮払金	0	0	0	14,520	△ 14,520	前年の数値は送金ミス(処理済み)
合計	2,413,143	3,288,812	875,669	2,400,172	888,640	

【支 出】

項目	予算額	決算額	予・決算差額	前年度決算	前年度差額	備 考
講師費用	300,000	316,530	16,530	320,460	△ 3,930	講演会を3回実施
賃料	252,000	252,000	0	252,000	0	平岡ビル家賃1ヶ月21000円(2022.10～2023.9)
人件費	0	0	0	0	0	
集会会場費	150,000	161,330	11,330	175,015	△ 13,685	講演会、裁判報告会の会場費、横幕など
会議費	25,000	24,350	△ 650	24,620	△ 270	幹事会の会場使用料
宣伝費	300,000	178,656	△ 121,344	288,520	△ 109,864	ニュース、チラシなどの印刷代、
通信費	850,000	822,486	△ 27,514	659,997	162,489	ニュース発送費 4回分、切手代、葉書代、宅急便、電話代など
事務所経費	30,000	15,717	△ 14,283	21,178	△ 5,461	水道光熱費、パソコン保守代
事務所活動費	150,000	154,153	4,153	148,428	5,725	コピー代、印刷費、交通費など
消耗品費	80,000	143,575	63,575	71,274	72,301	事務用品、封筒代、宛名シールなど
弁護団支援費	0	30,000	30,000	0	30,000	6次提訴の重複取消し3名分
雑費	10,000	15,630	5,630	6,351	9,279	振込手数料など
預り金	200,000	866,000	666,000	100,000	766,000	86万円は第6次提訴の原告費用、6千円は誤送金の返済
事業費	30,000	0	△ 30,000	54,766	△ 54,766	前年は書籍代金
仮払金	0	0	0	14,520	△ 14,520	前年は送金ミスの補整分
合計	2,377,000	2,980,427	603,427	2,137,129	843,298	

注： 第6次提訴の原告費用を別にすれば、2022年度は収支ともほぼ前年レベルでした。
なお、繰越金308,385円には、預り金(実質的な借入金)200,000を含んでいます。

収入総額	3,288,812		
支出総額	2,980,427		
繰越金	308,385		
		伊予銀行	92,409
		愛媛銀行	236
		ゆうちょ	9,165
		郵便振替口座	0
		現金	206,575
		合計	308,385

会計監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日に至る2022年度会計処理について監査を行いました。その方法および結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法およびその内容

松山市中央2丁目23-1平岡ビル201「伊方原発をとめる会」事務所において、事務局次長、事務局会計担当に説明を求めながら、会計帳簿と入出金の帳票類について詳細に調査し、監査を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 会計処理は適切に行われています。
- (2) 決算関係書類およびその付属明細書は、収支の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 厳しい財政状況の中、会費徴収の努力がみられますが、借入金の残がみられ解消をスムーズに行ってください。また、会員の高齢化の状況もあり、会員拡大の努力を望みます。

以上

2023年5月22日

伊方原発をとめる会

監事

篠崎英代 

監事

高下博行 

2023 年度 活動方針

一 原発をめぐる情勢

(1) 原発回帰にひた走る政府・原子力ムラ

① ウクライナ戦争が示した戦闘地域の原発の危険

昨年2月のロシアによるウクライナ侵略戦争で、戦時下の原発の危険性が史上初めて可視化されました。原子炉への砲撃などは論外ですが、周辺での偶発的な戦闘行為による送電線の途絶などが発生すれば、福島原発事故の再来です。というのも、福島の事故も直接原因は非常用電源の喪失ですが、そもそもは送電用鉄塔の倒壊による外部電源の喪失に起因するものでした。そして地震・津波の災害下とはいえ平穏な社会生活の中にあった福島でさえ、関係各方面の必死の対策にもかかわらず、膨大な量の放射性物質の拡散が生じました。

仮に戦闘地域で原発の過酷事故が発生すれば、必要な対策要員を現地に集結させることさえ困難が予想されます。かくして原発は紛争地域に置かれた場合には、「自国民向けの核兵器」に転化してしまいます。そのことを可視化したのがウクライナ戦争でした。今なお続いているウクライナ戦争について、一日も早い終結と原発事故の無いことを祈ります。

② ドイツは脱原発完了。日本にも技術はあり原発回帰の必要なし

4月15日、ドイツで脱原発が完了したことが報道されました。2011年の福島原発の事故を契機に、当時のドイツでは原発推進派として名高かったメルケル首相が、脱原発に舵を切ったことが今般の事態に直結しています。

昨年のウクライナ戦争以降の国際的な電力資源の不足や高騰もあって、ドイツ国内でも原発回帰の傾向も一部生まれていましたが、ドイツ政府はフクシマの悲劇を受けとめ、「原発のリスクは人間が制御できない」として、原発とは手を切る姿勢を決然と示しました。この間ドイツでは再エネによる発電比率を2000年当時の7%から2022年47%へと飛躍的に上昇させました。さらに今、大容量の蓄電設備（グリッド・ブースター）、高圧直流送電設備（HVDC）、電力調整設備（STATCOM）など、再エネ徹底活用へ整備が急ピッチです。しかも、そこで日本の技術が活躍しています。

豊前蓄電地変電所（NAS電池）など、実証済みの技術を日本国内に広げ、ドイツで展開中の技術と重ねれば、日本において十分に再エネの増加と徹底活用が可能なのであり、原発に回帰する必要はありません。

③ 原発の全面回帰にひた走る日本政府

政府は、再エネへの可能性をまともに追求せず、原発回帰にひた走っています。「GX（グリーン・トランスフォーメーション）脱炭素電源法案」は、4月27日に衆院を通過し、参院に送られました。同法案は脱炭素を口実に、原発の全面回帰を目指すために原子力基本法など5つの法律をまとめて乱暴に「改正」する束ね法案です。

法案には、60年超えの運転延長とともに、国が「原発の維持・開発に必要な産業基盤を維持、強化する」ことなども盛り込んでいます。そして岸田政権は、停止中の原発の早期稼働や新型炉の開発推進などを掲げています。

福島原発の事故以降、歴代政権は「原発は可能な限り依存度の低減」を掲げていましたが、ウクライナ戦争が引き起こした「エネルギー資源の高騰と供給不足」を千載一遇の好機として、岸田政権は原発推進の本音を露骨に打ち出しました。しかし、原発回帰は危険増大への道であり、生み出される核のゴミは子々孫々まで国民を苦しめ続けるだけです。

さらに言えば、執筆日現在稼働中の原発は、伊方3号（四電）、美浜3号（関電）、大飯3、4号（関電）、高浜3、4号（同前）、玄海3、4号（九電）、川内1号（同前）の9基に過ぎません。しかも、いずれも西日本に所在する加圧水型で、東日本では1基も稼働出来ていません。国民世論は簡単に再稼働を許さないのです。伊方原発を含む日本中の全ての原発の運転停止と廃炉を求

めて頑張らしましょう。

④ 今も続く被災者の苦難

福島原発の事故から10年を超え、「帰還困難区域の解除」が次々と実施され、あたかも放射能汚染が解消されつつあるかの状況を政府は演出しています。しかしながら、実際には広範な濃厚汚染地域が残されています。また、帰還困難区域を解除された地域でも、実際に帰還した住民はごく少数に過ぎず、「復興」とは程遠い状況が続いています。被災された方々は、避難しているか否かに関わらず多くの苦難を抱えたままです。また、原発事故により甲状腺ガンに冒された青年（当時の少年少女）の苦悩には、どう接するべきなのでしょうか？

これらの苦難に対して、国や東電が損害を賠償し、慰謝料を支払うことは最低限の責務です。がしかし、それさえ誠実に果たそうとしないのが東電であり、この国の政府です。私たちに出来ることは僅かですが、被災者の今後の健康管理と援護策について、きちんとした対策を国に求めつつ、再びそうした被害者を生み出さないために全ての原発の停止と廃炉を求めましょう。

⑤ 放射能汚染水の海洋投棄を許すな

国と東電は、放射能汚染水を「処理水」と言い換え、地元漁業団体との合意を踏みにじって、海洋投棄を計画しています。韓国、中国、台湾など周辺政府や地域からも反対の声が寄せられています。国の内外の反対の声を糾合し、汚染水の海洋投棄を阻止しましょう。

（２）伊方原発訴訟は重要な局面に

① 伊方原発の仮処分で悪質な決定

本年3月24日、広島高裁（脇由紀裁判長）は、伊方原発の運転差止を求める仮処分事件の即時抗告審で、住民の訴えを斥ける決定を出しました。その際、「生命・身体等が侵害される具体的危険性の立証があったとは認められない」と述べ、住民側に危険性を立証する責任を押し付けました。

地震の発生時期や健康被害の程度などを詳細に住民側が立証することなど不可能事です。本来、電力事業者に対して「危険性がない」ことの立証（説明）を求めるべきなのです。そして、電力事業者がそれに成功しない場合には危険性があると判断すべきなのです。それが、本来あるべき裁判所の姿であり、日本国憲法が想定している三権分立下の裁判所の使命です。ところが、国策追従・行政言いなりの裁判所が辿り着いた論理の逆立ちがここに窺えます。

② 松山地裁は終盤の重要局面、勝利判決を勝ち取ろう

松山地裁での伊方原発運転差止訴訟は2011年12月8日に提訴し、途中で仮処分申立による審理の中断・保留もあって、すでに12年を経過しました。これまで34回の口頭弁論を行ない、4月20日の第33回口頭弁論から証拠調べが開始され、この日は原告2名が証人として出廷しました。第34回口頭弁論（5月23日）では、上岡直見さん（交通工学・環境政策）が避難計画の実効性の欠如について証言を行いました。

今後はほぼ毎月証人調べのための口頭弁論が開かれます。原告側9名、被告側4名の証人調べが予定され、12月までほぼ日程が固まっています。これらの口頭弁論には多数の原告・支援者が毎回溢れる状況をつくり出しましょう。市民・県民の関心がひととき高いことを見せつける中で、原発の危険性を正面から問い直す裁判官の姿勢を生み出したいと考えます。そして現在の3名の裁判官の下で勝利判決の獲得をめざしましょう。

なお、提訴当時3基の原子炉のうち1号機、2号機は廃炉の決定がなされ、いま残るのは3号機のみです。後ひと踏ん張りの奮闘をしましょう。

二 具体的な方針

（１）伊方原発運転差止訴訟の勝利をめざし、毎回の口頭弁論を熱気で包みます。

① 今後の口頭弁論で、多数の原告・支援者で裁判所を溢れる熱意で包みましょう。

- ② 朝 10 時から夕刻 5 時までの口頭弁論にも、多数の参加者を実現しましょう。

(2) 愛媛県内の全市町での脱原発世論の高揚に努めます

- ① 将来的には県内全市町での宣伝行動をめざします。
- ② 当面は可能な範囲で各地域での宣伝行動を実施します。
- ③ そのための資材と人材配置の努力をします。
- ④ 県民の目に見える脱原発運動をめざし、そのためにメディアの注目を得るよう努めます。

(3) 四国電力に原発からの撤退と再生可能エネルギーへの転換を求めて活動します。

- ① 伊方原発 3 号機の運転をやめさせ、廃炉に向かわせましょう。
- ② 危険が明白な乾式貯蔵施設の建設に反対するとともに、湿式貯蔵プールの補強を求めます。
- ③ 1 号機と 2 号機の廃炉作業について、作業員と住民の安全最優先を求めます。
- ④ 再生可能エネルギーへの転換を求めます。

(4) 首長や議会・議員に働きかけます。

- ① 原発の危険について、愛媛県内の全自治体の首長や議会への働きかけに努めます。
- ② 全自治体の議会への請願・陳情を重視し、各市町の会員の協力を求めます。
- ③ 国会や原子力規制委員会への要請なども視野に入れて活動します。

(5) 原発の危険を可視化して住民の中に届ける活動を強化します。

- ① 原発の危険を可視化し、身近に実感できる宣伝を展開します。そのために分かり易いチラシやパンフレットの作成に努めます。
- ② ニュースや HP を、魅力的で読みたくなるものに改善を重ねます。
- ③ 原発についての学習会や講演会、映画会、フィールドワークなどを実施します。

(6) 全国の仲間みなさんと連帯して活動

- ① 全国の反原発・脱原発の運動と連帯して活動します。
- ② 福島原発事故の被害者や原爆被爆者など、核の被害者と共に闘います。

(7) 再生可能エネルギーの普及促進のために

- ① 太陽光、バイオマス、風水力などの再生可能エネルギーを増やしている実例や、それを徹底活用する技術について、講演などを通じて広く住民に知らせます。
- ② 電力自由化のもと、再生可能エネルギー普及に貢献する電力会社などについて、情報共有を目指します。

(8) 会員を増やし財政の安定化を図り、次世代への継承を重視します

- ① 個人・団体の会員拡大を目指します。
- ② 会員に財政の実情を訴え、会費を納入していただけるよう努めます。
- ③ 会員・事務局員に若い世代の参入を重視します。

(9) 非暴力で民主的な運営原則

- ① 当会の活動は、会員各位の自発的意思によるものであり、その運営は合意方式（コンセンサス方式）で行います。
- ② 当会のあらゆる行動は非暴力に徹します。

討議では

「具体的な方針」における「(7) 再生可能エネルギーの普及促進のために」の細目①、②に加えて、「③再エネ推進本部を設置する」ことを求め、ソーラーシェアリングの実際を見聞するなどしてはどうかとの意見が述べられた。また別途、同①に関して、講演の具体化などを促す意見も述べられた。

2023年度 伊方原発をとめる会 会計予算書

2023年4月1日～2024年3月31日

単位 円

【収入】

項目	予算額	前年度決算額	予算・決算差額	備考
繰越金	308,385	263,043	45,342	
個人会費	1,300,000	1,172,000	128,000	前年度よりの増加をめざして努力します
団体会費	300,000	291,000	9,000	同上
カンパ	500,000	696,767	△ 196,767	前年度は第6次訴訟の関係で大幅増額でした
事業収入	50,000	0	50,000	書籍売上など
雑収入	100	2	98	
預り金	0	866,000	△ 866,000	
合計	2,458,485	3,288,812	△ 830,327	

【支出】

項目	予算額	前年度決算額	予算・決算差額	備考
講師費用	320,000	316,530	3,470	年間3回の講演会を予定
賃料	252,000	252,000	0	事務所家賃
人件費	0	0	0	活動の全てをボランティアで賄っています
集会場費	160,000	161,330	△ 1,330	
会議費	25,000	24,350	650	
宣伝費	250,000	178,656	71,344	年間4回のニュース、チラシ印刷費など
通信費	850,000	822,486	27,514	ニュース送料は1回15万余円(年4回)、電話料金
事務所経費	30,000	15,717	14,283	光熱費、備品
事務所活動費	150,000	154,153	△ 4,153	印刷費、交通費
消耗品費	150,000	143,575	6,425	封筒代、事務用品
弁護士支援費	0	30,000	△ 30,000	
雑費	10,000	15,630	△ 5,630	
預り金	200,000	866,000	△ 666,000	預り金の返済
事業費	30,000	0	30,000	
次期繰越金	31,485	308,385	△ 276,900	
合計	2,458,485	3,288,812	△ 830,327	

伊方原発をとめる会 2023 年度の役員

アンダーラインは新任

1. 共同代表 (11名)

越智勇二（愛媛県平和運動センター）、河野文朗（愛媛医療生協前理事長）、白戸暉男（元コープ自然派えひめ理事長）、須藤昭男（インマヌエル松山キリスト教会牧師・福島県出身）、立川百恵（コープえひめ元理事長）、垂水正和（真言宗智山派観音寺住職）、中尾寛（愛媛労連執行委員）、松浦秀人（愛媛県原爆被害者の会事務局長）、真鍋知巳（医師）、和田宰（伊方等の原発をなくす愛媛県民連絡会議代表幹事）、渡部寛志（福島県南相馬市から避難した農業従事者）

2. 顧問 (1名)

草薙順一（弁護士）

3. 幹事 (41名)

青野悦子、浅野修一、安藤哲次、石川稔、石本憲一、泉京子、宇都宮理、遠藤綾、大川耕三、大沢守、大西俊夫、奥田恭子、越智進也、越智勇二、梶原時義、菅森実、来島頼子、坂田進、坂本篤、塩川まゆみ、杉村千栄、杉山洋、須藤昭男、高橋勉、武井多佳子、立川百恵、立田卓也、田中克彦、田淵紀子、中尾寛、中村嘉孝、松浦秀人、松浦文子、松尾京子、向井公子、若宮強、和田宰、和田弘子、渡邊典子、渡部勇次、渡部玲子

4. 事務局 (11名)

事務局長 須藤昭男

事務局次長 松浦秀人、越智勇二、和田宰

事務局員 安藤哲次、泉京子、奥田恭子、中尾寛、松浦文子、向井公子、和田弘子

会計担当 奥田恭子、松浦文子、和田弘子

5. 監査 (2名)

高下博行 篠崎英代

※ 新任の方々 幹事5名 大沢守、越智進也、杉山洋、高橋勉、松浦文子

※ 退任された方々 安西賢誠、加藤廣志、小崎愛子、小林保一、曾根康夫、土居厚子、八木和雄

伊方原発をとめる会 規約

- 1条（名称） 本会は、「伊方原発をとめる会」と称し、事務所を松山市内に置く。
- 2条（目的） 本会は、伊方原発をとめること、自然エネルギーへの転換をはかることを目的とする。
- 3条（活動） 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- （1）講演会、集会、学習会などの開催
 - （2）ニュース、パンフレットなどの作成、配布などの宣伝活動
 - （3）伊方原発訴訟への支援
 - （4）署名活動、首長・議会等への請願など
 - （5）ホームページの開設、運営
 - （6）その他
- 4条（会員及び総会）
- （1）本会は、本会の目的に賛同する個人や団体の会員によって構成する。
 - （2）総会は、会員（個人会員及び団体を代表する者1名）によって構成する。
 - （3）総会は、年一回以上開催し、共同代表、幹事及び監査を選出し、経過報告・決算、活動方針・予算その他重要事項を決定する。
- 5条（役員並びに幹事会など）
- （1）本会に共同代表を置く。
 - （2）本会には50名程度の幹事を置く。
 - （3）幹事会は会の活動を決定し執行する。
 - （4）本会に会計を置く。
 - （5）本会には2名の監査を置く。監査は会計を監査し、総会で報告する。
 - （6）総会または幹事会の決定に基づき、事務局を置く。事務局員の中から事務局長及び事務局次長を置く。事務局員は、幹事会の決定に基づき必要な事務を行う。
 - （7）本会は、総会の決定にもとづき顧問を置くことが出来る。
- 6条（財政）
- （1）個人会員は年間一口1,000円以上（学生は500円）、団体会員は年間一口3,000円以上、とする。
 - （2）広く寄付金を募る
 - （3）会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2011年11月3日発足・制定
2012年 9月9日改正
2020年11月1日改正

【事務所】〒791-8015 松山市中央2丁目23-1 平岡ビル201

電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991

ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>

メール ikata-tomeru@nifty.com